

支援策活用ガイド

～経営の発展に役立つ支援策を準備しています!～



平成23年度予算で措置している各種支援策のうち、認定農業者の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

【お問い合わせ先】

事業の内容や申請手続については、農林水産省の本省、各地方の農政局、地方農政事務所にお問い合わせください。

目次

ページ

経営の安定

1 農地を有効活用し、経営を安定させたい

3

2 産地づくりを進めたい

6

3 野菜経営を安定させたい

7

規模の拡大

4 農地の規模拡大を円滑に進めたい

8

5 農地をまとめて規模拡大したい

8

6 耕作放棄地を活用したい

9

新たな分野への進出

7 新しいビジネスプラン実現のための支援がほしい

9

人材の確保

8 新たな人材を確保したい

10

9 就農希望者を雇いたい

10

経営の継承

10 経営を次の世代に引き継ぎたい

11

11 子どもの就農を支援したい

11

機械等の導入

12 農業用機械等を新たに導入したい

12

基盤整備

- | | | |
|----|----------------------------|----|
| 13 | 農地等の基盤整備をしたい | 13 |
| 14 | 基盤整備に伴う経費負担を減らしたい | 13 |
| 15 | 基盤整備と併せて規模拡大したい | 13 |
| 16 | 果樹園の栽培品目・品種転換や小規模な園地整備をしたい | 14 |

環境保全への取組

- | | | |
|----|--------------------------|----|
| 17 | 環境にやさしい農業に取り組んで差別化をはかりたい | 15 |
|----|--------------------------|----|

資金の確保

- | | | |
|----|---------------------------|----|
| 18 | 低利な融資を受けたい | 16 |
| 19 | できるだけ早く資金を借りたい | 16 |
| 20 | 資金を借りたいが、担保や保証人が不安 | 16 |
| 21 | 将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい | 17 |

老後への備え

- | | | |
|----|--------------|----|
| 22 | 老後資金の充実を図りたい | 17 |
|----|--------------|----|

1 農地を有効活用し、経営を安定させたい

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指します。

畑作物の所得補償交付金

支援内容

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組みとします。

(1) 交付対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

(2) 対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

(3) 交付単価

① 数量払

自給率向上に向けて生産拡大を図る必要があることから、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定します。

※ 営農継続支払を受けた方は、その交付額を控除して支払います。

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	6,410円/トッ
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トッ
そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

2.0万円 / 10a（畑作物共通）

<事業名：農業者戸別所得補償制度>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局・農政事務所

（加入申請受付期間：H23/4/1～6/30）

水田活用の所得補償交付金

支援内容

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

(1) 交付対象者
販売目的で対象作物を生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

② 二毛作助成 15,000円/10a

水田における主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成します。

③ 耕畜連携助成 13,000円/10a

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を行う農業者に対して助成します。

(3) 産地資金

地域の実情に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援するため「産地資金」を創設します。この資金の活用にあたっては、農業者戸別所得補償制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑地を対象とすることも可能とします。

米の所得補償交付金

支援内容

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

<交付単価等>

・ 標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分として、10a当たり15,000円を助成します。

※ 米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稲共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるものが助成対象となります。また、交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

米価変動補てん交付金

支援内容

米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、米の生産数量目標に従って生産する農業者に対して、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

当年産の販売価格は、出回りから3月までの全国平均の相対取引価格を使用することとし、交付金は翌年度の5～6月頃に支払います。

<事業名：農業者戸別所得補償制度>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局・農政事務所

(加入申請受付期間：H23/4/1～6/30)

規模拡大加算

支援内容

戸別所得補償制度加入者が農地利用集積円滑化事業により、農地を面的集積（連坦化）するために、新たに6年以上の利用権設定をした場合に、その面積に応じて次の額を支払います。

(1) 交付単価

2.0万円 / 10a

(2) 特例措置

戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず、特例措置として交付対象となります。

再生利用加算

支援内容

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、最長で5年間支払います。

	平地	条件不利地
交付単価	2.0万円/10a	3.0万円/10a

緑肥輪作加算

支援内容

畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合（休閑緑肥）に、その作付面積に応じて、次の額を支払います。

交付単価

1.0万円/10a

集落営農の法人化に対する支援

支援内容

集落営農を持続性のある経営体へ育成する取組を進めるため、集落営農が法人化した場合に、事務費助成（定額40万円）を行うとともに、集落営農の経理担当者を養成する活動等を支援します。

<事業名：農業者戸別所得補償制度>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局・農政事務所

収入減少影響緩和対策

支援内容

米の販売価格の下落等で収入が減少した場合には、収入減少の9割を補てんします。

米・麦・大豆等の品目ごとの平均収入（標準的収入）と当年産収入の差額を合計した結果、減収している場合には、その減収額の9割について、加入者と国による拠出金の範囲内で補てん金が受けられます。

（注）農業者戸別所得補償制度に加入している場合は、米価変動補てん交付金と収入減少影響緩和対策の調整措置を講じることとしています。

<事業名：水田・畑作経営所得安定対策>

【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所

（加入申請受付期間：H23/4/1～6/30）



2 産地づくりを進めたい

産地の収益力向上や国産農産物の安定供給を図る取組を支援します。

支援内容

産地自らが収益力向上のためプログラムを策定し、その実現に向け実施する生産・流通・加工分野での取組等を支援します。

<事業名：産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業（一般地区）>

【お問い合わせ先】最寄りの市町村

支援内容

国産農産物の安定供給を図るため、生産・経営・流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<事業名：強い農業づくり交付金>

【お問い合わせ先】最寄りの市町村

3 野菜経営を安定させたい

野菜の価格が低落した時に、補てんが受けられます。

支援内容

指定産地の生産者に対し、指定野菜（14品目）の価格が著しく低落した場合に、保証基準額と平均販売価格（ただし、最低基準額を限度とする。）との差額の一部を、補てん金として、受けることができます。

また、平成23年度については以下の対策を実施します。

- ①登録生産者の面積要件を緩和します。
- ②野菜指定産地の指定要件のうちの共同出荷割合を一部緩和します。
- ③生産者の資金造成にかかる負担を軽減します。
- ④資材高騰時に野菜価格が著しく低下した場合に、資材高騰相当分（平均価格を基に5%相当の価格低落分）も含めて支援します。

- ① 葉茎菜類・根菜類：7ha、果菜類：3ha（夏秋）、2ha（冬春）→指定野菜全品目2ha
- ② ねぎについて、共同出荷割合の要件を1/2超に軽減する基準を、共同出荷量1,000トンを以上に緩和（従来2,000トン以上）。
- ③ 品目ごとに、過去の交付実績を踏まえた負担率に応じて資金造成の軽減を図ります。
例：キャベツ（春、夏秋）50%
- ④ 対象種別：冬春トマト、冬春きゅうり、冬春なす、冬春ピーマン

<指定野菜（14品目）>

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

リレー出荷により加工・業務用野菜を周年供給する契約取引を支援します。

支援内容

野菜生産者が外食・加工業者や量販店などと契約取引を行う際のリスクを軽減するため、契約数量の不足時に市場等から確保する場合、不足分の充実に要する経費の一部を補てんします。

六次産業化法に基づき作成する総合化事業計画の認定を受けることにより、野菜指定産地内外を問わず複数産地の農業者等が連携して、リレー出荷により指定野菜の周年供給に取り組む場合について支援します。

<事業名：指定野菜価格安定対策事業>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

規模の拡大



4 農地の規模拡大を円滑に進めたい

農地の利用調整に関する相談に応じます。

支援内容

農地の規模拡大をしたい者等から農地の取得等の申出があった場合、農業委員会が、農地のあっせん等の農地の利用調整活動を行います。
(※このような農業委員会の活動を国が支援しています)

農地に関することで困ったことがあった場合には、お近くの農業委員会に御相談ください。

<事業名:農地制度実施円滑化事業費補助金>
【お問い合わせ先】最寄りの農業委員会



5 農地をまとめて規模拡大したい

農地の面的集積(連坦化)により経営規模を拡大する農業者を支援します。

支援内容

戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、農地を面的集積(連坦化)するために新たに6年以上の利用権設定をした場合に、その面積に応じて、2万円/10aを支払います。

ただし、戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物(畑)、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度の加入・非加入にかかわらず対象とします。

<事業名:戸別所得補償制度の規模拡大加算交付金>
【お問い合わせ先】最寄りの農地利用集積円滑化団体、地域農業再生協議会

農地保有合理化法人が農地を仲介して農業経営の規模拡大を支援します。

支援内容

農地保有合理化法人(都道府県農業公社)が、規模縮小農家等から農地の買い入れ(借り入れ)、規模拡大する農家に売り渡す(貸し付ける)ことにより、農業経営の規模拡大を支援します。

また、農地取得と併せて、規模拡大に必要な機械・施設を導入するための資金を貸し付けます。

農地は一定期間借りた後に買うこともできます。また、農地の買入代金の支払いは分割払いもできます。

<事業名:担い手支援農地保有合理化事業>【お問い合わせ先】最寄りの農業委員会又は都道府県農業公社

6 耕作放棄地を活用したい

耕作放棄地の再生・利用のための活動を支援します。

支援内容

荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者が行う、再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等を総合的に支援します。

<支援例>

①再生利用活動

- ・再生作業（障害物除去、深耕、整地等及び土づくり）
定額支援：5万円/10a、又は、重機を用いる場合等：経費の1/2（沖縄は2/3）
- ・土壌改良：2.5万円/10a（2年目：必要な場合のみ）
- ・作物作付：2.5万円/10a×1年間（「主食用米及び畑作物の所得補償交付金の対象作物」と「米・水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」は支援対象外）

②施設等補完整備

- ・用排水施設、農道、農業用機械・施設等の整備に対して経費の1/2（沖縄は2/3）（農業用機械・施設の支援対象となる農地は再生した耕作放棄地に限る）
- ・小規模基盤整備：2.5万円/10a

<事業名：耕作放棄地再生利用緊急対策>【お問い合わせ先】最寄りの地域耕作放棄地対策協議会又は市町村

新たな分野への進出

7 新しいビジネスプラン実現のための支援が欲しい

6次産業化の推進による加工・販売等を支援します。

支援内容

農林漁業者等の6次産業化を推進するための計画策定や新商品の開発・販路開拓等の取組を支援します。

○ 交流会の開催

6次産業化に取り組む意欲のある関係者を結び付けるための交流会や新商品の展示会の開催（補助率1/2）

○ 新商品の開発・販路拡大

新商品開発のための試作、パッケージデザイン的设计、成分分析や、販路拡大のための展示会への出展など（補助率1/2、2/3（六次産業化法及び農商工等連携促進法の計画の認定を受けた場合））

<六次産業化法^{※1}及び農商工等連携促進法^{※2}による計画>

- 総合化事業計画…農林漁業者等が農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に実施する場合
- 農商工等連携事業計画…中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品・新サービスの開発等を実施する場合

※1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
※2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

<事業名：6次産業総合推進事業> 【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

人材の確保

8 新たな人材を確保したい

農業法人などによる合同会社説明会を開催します。

支援内容

全国及び各都道府県に設置する就農相談窓口にて求人情報を登録していただければ、就農希望者に求人情報を提供します。

また、従業員を募集している農業者等と就農希望者のマッチングを行うための合同会社説明会を開催します。

<事業名: 農の雇用事業>

【お問い合わせ先】 全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/> (TEL:03-6910-1126)
または各都道府県の農業会議

9 就農希望者を雇いたい

新規就農者を雇用する農業者を支援します。

支援内容

雇用予定の新規就農者の適性を確認できるよう、雇用前に短期間の就業体験の実施を支援します。(就業体験の実施に対し、2万円を助成)

また、農業者が、就農希望者を雇用した後に、実践的な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修を行う場合、研修に要する経費(最大で月9万7千円)を最長12ヵ月間助成します。

研修実施に対する助成金を受けるためには、就農希望者を正社員として雇用し、保険(雇用・労災)に加入することなどの要件を満たす必要があります。

<事業名: 農の雇用事業>

【お問い合わせ先】 全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/>
(TEL:03-6910-1126)または各都道府県の農業会議



10 経営を次の世代に引き継ぎたい

後継者がいない農業者が有する経営資産や技術を、就農希望者へ円滑に継承できるよう支援します。

支援内容

意欲ある就農希望者に経営を引き継ぐことを希望する場合に、継承を希望する者の紹介、お互いの適性を確認するための短期間の就業体験、農業経営の引継ぎに必要な研修の実施について支援します。

- ・ 経営の移譲を希望する農業者に対し、継承を希望する者を紹介します。また、互いの適性を確認するための短期間の就業体験の実施を支援します。(就業体験の実施に対し、2万円を助成)
- ・ 経営を移譲する農業者が、経営を継承する者に対して、栽培技術や経営ノウハウを引き継ぐための研修を実施する場合、研修に要する経費(最大月額9万7千円、最長12ヶ月間)を助成します。
- ・ 地元の行政、農業委員会、普及組織等によるサポート体制を構築し、円滑な継承を支援します。

<事業名: 農の雇用事業>

【お問い合わせ先】 全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/> (TEL:03-6910-1126)
または各都道府県の農業会議

11 子どもの就農を支援したい

就農に必要な資金を無利子で融資又は助成します。

支援内容

○就農研修資金

農家子弟が農業の技術、経営方法を習得するための研修に必要な資金を融資します。(貸付限度額200万円)

○就農施設等資金

農家子弟が独立する時や親の経営を継ぐ時に必要となる機械・施設の購入等に必要な資金を融資します。(農業法人から独立して就農する場合も対象となります。)(貸付限度額3,700万円)

○就農準備資金

農家子弟が独立する際、住居の移転、資格の取得等就農の準備に必要な資金を融資します。(貸付限度額200万円)

- 就農計画を作成し、都道府県知事から認定(認定就農者)を受けることが必要です。
- 償還期間(うち据置期間)
 - ・ 就農研修資金、就農準備資金：青年12年以内(4年以内)、青年以外7年以内(2年以内)
 - ・ 就農施設等資金：12年以内(5年以内)

※青年・・・15歳以上30歳未満の方(都道府県知事の特認により40歳未満の方)
青年以外・・・55歳未満の方(都道府県知事の特認により65歳未満の方)

<資金名: 就農支援資金>

【お問い合わせ先】 最寄りの都道府県、普及指導センター、青年農業者等育成センター

【パンフレット】 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_kasituke/syunou_shikin/pdf/s_leaflet_2010.pdf

12 農業用機械等を新たに導入したい

融資で農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分を助成します。

支援内容

主に融資を活用して、農業用機械・施設※₁を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の $3/10$ ※₂までを上限として助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額（1,000万円）の $3/10$ となる300万円の範囲内で助成します。

※₁ 残存耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）に限ります。

※₂ 助成率は、事業費に占める融資率や経営体の経営改善に関する目標等を勘案して定められた助成限度率の範囲内となります。また、助成限度率は最大 $3/10$ となっています。

<事業名：経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会等



条件不利地域における共同利用機械等の導入費の一部を助成します。

支援内容

経営規模の零細な地域等において、共同利用機械・施設※を導入する場合、事業費の $1/2$ （機械は $1/3$ ）以内を助成します。

経営規模の零細な地域等とは、農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道は2ha）未満、かつ、農地面積が0.5ha（北海道は2ha）未満の農家が5割以上を占める地域等です。

※ 残存耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）に限ります。

<事業名：経営体育成支援事業（条件不利地域型）>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会等



13 農地等の基盤整備をしたい

基盤整備に係る事業費の一部を補助します。

支援内容 都道府県、市町村、土地改良区等が事業主体となって基盤整備を行う場合、事業費の1/2について補助を行います。

区画整理、農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土等が対象となります。

<事業名:戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業等>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

14 基盤整備に伴う経費負担を減らしたい

農家負担金を軽減します。

支援内容 認定農業者などの担い手の経営面積の集積増加率等が一定以上になることが見込まれる場合、土地改良事業等の農家負担金について、5/6を限度に無利子融資または当該年度の年償還金の利子相当額を助成します。

土地改良事業等の農家負担金が対象となります。

<事業名:農家負担金軽減支援対策事業(水田・畑作経営所得安定対策等支援事業、経営安定対策基盤整備緊急支援事業)、経営体育成促進事業(担い手育成農地集積事業)>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

15 基盤整備と併せて規模拡大したい

基盤整備を契機に、認定農業者などに農地を集積する場合に支援します。

支援内容 区画整理、農業用排水施設等の生産基盤の整備を支援します。また、認定農業者等に農地を集約するための土地利用調整に関する話し合いの経費や、基盤整備に係る農家負担金に充当するなど、様々な活動を支援します。

集積の実績に応じ、最大で事業費の7.5%分の促進費を支援します。

<事業名:経営体育成基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、水利区域内農地集積促進整備事業等>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

16 果樹園の栽培品目・品種転換や小規模な園地整備をしたい

果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、小規模な園地整備などを行う場合に支援が受けられます。

支援内容

果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換、小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良）、かん水施設設置等を行う場合に、事業費の1/2（一部定額）の範囲内で助成します。（果樹経営支援対策事業）

- ・ 高収益が見込める優良品目・品種への改植・高接
- ・ 園地での作業の省力化を図り生産性を向上するための園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良
- ・ 高品質果実の生産を図るための点滴かん水設備の設置

などが実施できます。



果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間に対して支援が受けられます。

支援内容

果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間に対して助成（★）します。

（★）補助率：定額

面積単価（5万円／10a）× 支援年数（改植の翌年から4年分）を初年度に一括交付

※下限面積は5a

<事業名：果樹・茶支援対策事業>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局



17 環境にやさしい農業に取り組んで差別化をはかりたい

戸別所得補償制度の本格実施に併せて、現行の農地・水・環境保全向上対策とは切り離し、全国すべての農地を対象に、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者、集落営農に対して直接支援します。

環境保全型農業直接支払交付金

支援内容

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じて支援します。

<支援対象者>

次の①、②の要件をすべて満たす、販売を目的として生産を行う農業者（法人を含む）、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループが支援の対象となります。

- ① エコファーマー認定を受けていること
- ② 農業環境規範に基づく点検を行っていること

<支援対象取組>

- ◇ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とカバークロップの作付を組み合わせた取組
- ◇ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とリビングマルチ・草生栽培を組み合わせた取組
- ◇ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組
- ◇ 有機農業の取組（化学肥料・農薬を使用しない取組）

<支援水準>

- ・ 国の支援単価は4,000円/10aです。
- ・ 国の交付金の交付額は、支援単価に支援対象取組の実施面積を乗じて算出します。
- ※ 国からの交付金は、原則として地方公共団体が国と同額の負担（4,000円/10a）を行う取組に対して交付します。

<事業名：環境保全型農業直接支援対策>

【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所



18 低利な融資を受けたい

貸付当初5年間実質無利子で融資が受けられます。

支援内容

平成23年度に認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金の金利を、貸付当初5年間最大2%引き下げます。

平成23年 3月18日現在の金利水準（償還期間に応じて0.75~1.6%）なら、貸付当初5年間実質無利子で融資を受けることができます。資金は、農業用機械等の取得費などに使えます。

<資金名:スーパーL資金、農業近代化資金>

【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA、都道府県、市町村、普及指導センター

チャレンジ性のある取組に対して無利子で融資が受けられます。

支援内容

農業改良資金について、創意と自主性を生かし新たにチャレンジする取組に対して、個人の場合は5,000万円まで無利子で融資します。

※総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の認定を受けた者は、償還期限が10年から12年（据置期間が3年から5年）以内に延長される場合があります（総合化事業計画及び農商工等連携事業計画については、「7 新しいビジネスプラン実現のための支援が欲しい」をご覧ください。）。

<資金名:農業改良資金>

【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA等融資機関、普及指導センター

19 できるだけ早く資金を借りたい

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

支援内容

スーパーL資金、農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

<資金名:スーパーL資金、農業近代化資金>

【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA、都道府県、市町村、普及指導センター

20 資金を借りたいが、担保や保証人が不安

経営状況等を評価した上で、一定額まで無担保・無保証で融通します。

支援内容

スーパーL資金について、認定農業者の経営能力や経営状況等を積極的に評価して、個人の場合2,000万円まで無担保・無保証人で融通します。

<資金名:スーパーL資金(円滑化融資制度)>

【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫

21 将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい

農業者戸別所得補償制度の交付金等を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る法人を税制面から支援します。

支援内容

農業経営改善計画等に従って、対象の交付金等を農業経営基盤強化準備金として積み立て、それを活用して農地等を取得した場合等には、税制上の特例措置が受けられます。

交付金等は、原則、所得課税の対象となりますが、この特例を利用して準備金(内部留保)や農業用固定資産の取得等に充てると課税が繰り延べられます。

※ この特例の適用を受けるためには、青色申告により確定申告を行う必要があります。また、確定申告書には、農林水産大臣の証明書等の添付が必要となります。

<事業名：農業経営基盤強化準備金制度>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所



老後への備え

22 老後資金の充実を図りたい

農業者年金について、特例保険料を適用して保険料を助成します。

支援内容

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者である農業者の皆様がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金(基礎年金)に上乘せした任意加入の公的な年金制度です。

青色申告を行う認定農業者等には通常保険料の下限額(月額2万円)を下回る特例保険料を適用し、下限額との差額(1万円~4千円)を助成します。

<事業名：農業者年金事業>
【お問い合わせ先】(独)農業者年金基金、最寄りの農業委員会
【ホームページ】 <http://www.nounen.go.jp/>



農業担い手メールマガジンのご案内

「農業担い手メールマガジン」は、農林水産省経営局経営政策課が発行するメールマガジンです。

平成20年度より内容を一新して、農業者や農業関係者の皆様との双方向の情報受発信を行うためのツールの一つとして、本メールマガジンを活用していきます。

[対象]

現場で頑張っている農業者や農業関係者の皆様

[内容]

下記のような内容を中心に、メールマガジンに対するご意見・ご質問を踏まえながら、読者の方々に関心が高い特定のトピックスについて、特集を組んでいくことも考えています

- 行政担当者から現場の農業者の方々へのメッセージ
- 新規事業の紹介
- 事業活用に向けたワンポイント・アドバイス
- よくあるご質問に対するQ&A

[配信頻度] 月2回

[配信手続]

配信申し込みページは、各種検索エンジンから「農業担い手メールマガジン」で検索してください。申し込みページにつながります。

(http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_mailmaga/index.html)

農業担い手メールマガジン

検索



「お問い合わせ先」一覧

ご紹介した各種支援策について、ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

北海道農政事務所農政推進課	011-642-5479(直通)
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県〕	022-263-1111(内線4113)
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県〕	048-600-0600(内線3810)
北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔新潟県 富山県 石川県 福井県〕	076-263-2161(内線3355)
東海農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔岐阜県 愛知県 三重県〕	052-201-7271(内線2444)
近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県〕	075-451-9161(内線2727)
中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県〕	086-224-4511(内線2184)
九州農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県〕	096-211-9111(内線4317,4318)
沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-0031(内線83282)

農林水産省経営局経営政策課 03-6744-0577